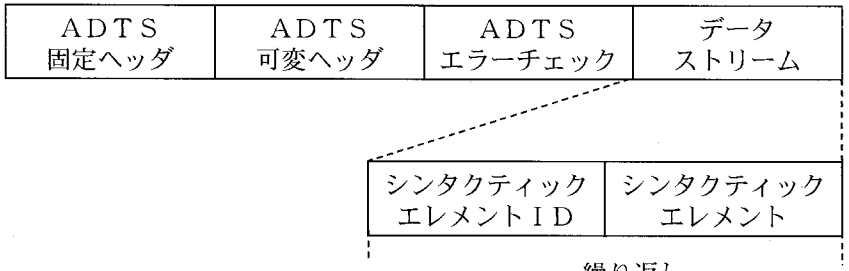
4　符号化ビットストリームのチャネルモードの最大値は、５チャネル及び低域を強調する１チャネルとする。ただし、デジタル放送の標準方式第５章第３節並びに第６章第４節及び第５節に定めるデジタル放送にあっては、その最大値を22チャネル及び低域を強調する２チャネルとする。

5　ビットストリームの構成は、ＡＤＴＳ形式については別記第１、ＬＡＴＭ／ＬＯＡＳ形式については別記第２、その他の形式については別記第３のとおりとする。

**別記第１**　ＡＤＴＳビットストリーム構成




注１　ＡＤＴＳ固定ヘッダは、同期及びＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、デジタル放送の標準方式第４章に定めるデジタル放送（以下この別表において「移動受信用地上基幹放送」という。）にあっては、同期並びにＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

２　ＡＤＴＳ可変ヘッダは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

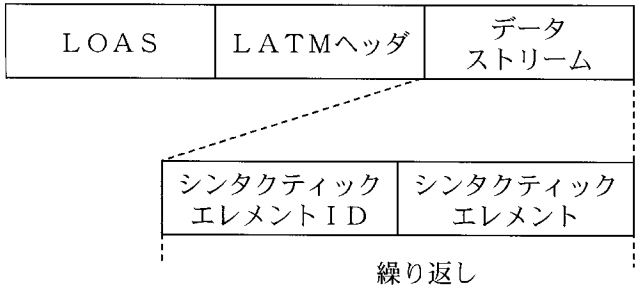
３　ＡＤＴＳエラーチェックは、エラー検出情報により構成されるものとする。

４　データストリームは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７により符号化される音声データにより構成されるものとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006により符号化される音声データにより構成されるものとする。

５　シンタクティックエレメントＩＤは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。

６　シンタクティックエレメントは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ＡＤＴＳ可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。ただし、移動受信用地上基幹放送にあっては、ＩＳＯ／ＩＥＣ　13818－７、ＩＳＯ／ＩＥＣ　23003－１、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2001／Ａｍｄ　１及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３：2005／Ａｍｄ　２：2006により符号化される音声データの各構成要素により構成され、ＡＤＴＳ可変ヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

**別記第２**　ＬＡＴＭ／ＬＯＡＳビットストリーム構成




注１　ＬＯＡＳは、同期及びＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

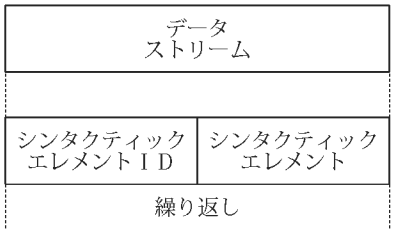
２　ＬＡＴＭヘッダは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３に規定される音声符号化情報により構成されるものとする。

３　データストリームは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３により符号化される音声データにより構成されるものとする。

４　シンタクティックエレメントＩＤは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。

５　シンタクティックエレメントは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３により符号化される音声データの各構成要素により構成されるものとし、ＬＡＴＭヘッダに記述された回数分繰り返されることとする。

**別記第３**　その他の形式のビットストリーム構成




注１　データストリームは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３により符号化される音声データにより構成されるものとする。

２　シンタクティックエレメントＩＤは、後に続くシンタクティックエレメントの種類又はデータストリームの終了を示すものとする。

３　シンタクティックエレメントは、ＩＳＯ／ＩＥＣ　14496－３により符号化される音声データの各構成要素により構成される。

**別表第六号**　デジタル放送の標準方式第六十四条第二項第二号（第八十一条の三及び第八十四条において準用する場合を含む。）に規定する音声信号の圧縮手順及び送出手順

